

登園許可証（医師記入）

りいべ保育園

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行を防ぐために、以下の感染症については、登園・集団生活が可能となったことについての、医師記入の登園許可書が必要です。登園する際に、この証明書を持って登園して下さい。

	病名	登園停止の期間
1	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
2	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
3	風疹	発疹が消失してから
4	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになってから
5	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現してから5日を経過するまで かつ全身状態が良くなるまで
6	結核	感染のおそれがないと認められるまで
7	咽頭結膜熱 （アデノウイルス感染症）	発熱、目の充血などの主要症状が消えた後、2日を経過するまで
8	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
9	百日咳	特有の咳が消失するまで または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
10	腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
11	急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
12	侵襲性髄膜炎菌感染症	感染のおそれがないと認められるまで
13	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日経過するまで ※症状の場合は検体採取日を0日目として5日を経過すること
14	その他	

（厚生労働省『保育所における感染症対策ガイドライン』に従って作成）

りいべ保育園 園長殿

氏名

病名

年 月 日から登園してもよいことを証明いたします。

年 月 日 医師